

第29回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2024年3月22日（金曜日）
午前10時30分（受付開始：午前10時）

場 所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンス
センター

（会場が前回と異なっておりますので、末尾
の会場ご案内図をご参照いただき、お間違え
のないようご注意ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く。）3名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 **アイフィスジャパン**

証券コード：7833

証券コード 7833
(発送日) 2024年3月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年2月29日

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目8番7号
株式会社アイフィスジャパン
代表取締役 大 澤 弘 毅

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年3月21日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.ifis.co.jp/ir/stockholders_meeting/

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7833/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「アイフィスジャパン」又は「コード」に当社証券コード「7833」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1. 日時 2024年3月22日（金曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）
2. 場所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項 報告事項

- 1.第29期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第29期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の各種行動制限の緩和、訪日外国人観光客の受入の本格的な再開などにより、社会経済活動の正常化が進み、国内経済活動の回復基調が続いております。一方で、世界経済では欧米における金融引き締めの影響、中国経済の先行き懸念やウクライナ情勢の長期化、国内では物価上昇継続や円安傾向への転換などの不安要素があり、依然として不透明な状況が続いております。

こうした状況のもと、当社事業と関連性が高い証券市場においては、2022年12月の日銀による金利政策変更の発表等を受け日経平均株価が一時急落する局面もありましたが、2023年12月末には33,000円台まで上昇しております。また投資信託市場においては、公募投資信託の純資産総額は増加傾向は継続しております。

このような状況の中、当連結会計年度の売上高は5,554百万円（前年比3.2%増）となりました。利益面につきましては本社移転に係る一時的なコストの発生等があり、営業利益は698百万円（前年比15.4%減）となりました。また、経常利益は703百万円（前年比15.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は448百万円（前年比23.6%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<投資情報事業>

ネット証券会社に提供している個人投資家向けコンテンツ開発は堅調に推移するとともに、証券レポート作成システムの機能追加/改修などの受注により売上が増加しました。また、連結子会社のうち、資本市場関係者向けリアルタイムニュース『キャピタルアイ・ニュース』を提供する株式会社キャピタル・アイの業績も順調に推移したため、前年比で増収増益となりました。

その結果、売上高は1,443百万円（前年比3.5%増）、営業利益は604百万円（前年比1.2%増）となりました。

<ドキュメントソリューション事業>

生命保険関連の印刷・配送サービスの受注が好調に推移し、また、連結子会社である株式会社東京ロジプロの配送サービスについては、昨年から取り組んできた構造改革の成果に加え、受注も好調に転じ売上で大きく業績に寄与しております。一方で、企業向け確定拠出年金関連ソリューションサービスではソリューション派生印刷部数の減少や開発案件スケジュール順延などが発生したため、前年比で減収減益となりました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 26 期 (2020年12月期)	第 27 期 (2021年12月期)	第 28 期 (2022年12月期)	第 29 期 (当連結会計年度 (2023年12月期))
売 上 高 (千円)	5,355,695	5,280,244	5,380,767	5,554,383
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	448,994	484,877	587,314	448,645
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	46.48	50.20	60.80	46.49
総 資 産 (千円)	5,190,943	5,481,920	5,967,608	6,191,893
純 資 産 (千円)	4,351,789	4,714,646	5,160,766	5,419,854
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	450.51	488.07	534.25	562.54

(注) 第28期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第28期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 26 期 (2020年12月期)	第 27 期 (2021年12月期)	第 28 期 (2022年12月期)	第 29 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高 (千円)	3,366,761	3,388,114	3,500,105	3,480,897
当 期 純 利 益 (千円)	361,269	321,226	360,209	229,396
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	37.40	33.25	37.28	23.77
総 資 産 (千円)	3,948,274	4,128,981	4,380,710	4,370,326
純 資 産 (千円)	3,500,386	3,691,279	3,906,685	3,942,960
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	362.37	382.13	404.43	409.25

(注) 第28期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第28期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社キャピタル・アイ	80百万円	100.0%	金融市場に関するオンライン情報サービス及び専門誌・関連書籍の製作・発行
アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社	50百万円	100.0%	投資助言及び情報提供業
株式会社金融データソリューションズ	9.5百万円	100.0%	機関投資家向け運用業務支援アプリケーションの提供
株式会社東京ロジプロ	20百万円	100.0%	物流コンサルティング及びドキュメントの発送代行業
有限会社プロ・サポート	3百万円	100.0%	特定信書便及び軽貨物運送業
株式会社アイコス	35百万円	100.0%	翻訳・通訳サービス業
株式会社インフォテック	97百万円	100.0%	ソフトウェア受託開発

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「紙媒体」と「電子媒体」両方でのサービス、ソリューションを提供するユニークな情報ベンダーとして、証券会社、機関投資家、上場会社の各セクター間での情報伝達とドキュメント処理の各サービス、ソリューションを提供しております。

ここ数年では、ネット証券会社に提供している個人投資家向けコンテンツや企業年金関連のソリューションサービスが業績を伸ばしております。一方では、関連会社の設立や出資、株式取得、事業譲受けなどにより企業集団としての拡大を積極的に推進することで、サービス提供体制の一層の強化と事業ラインナップの充実を図り、情報提供と情報処理の両輪をバランスよく業績拡大に貢献させてまいりました。

当社グループ事業のさらなる拡大を推進するにあたり、下記の課題に対処してまいります。

① 組織体制について

当社では、継続的に企業価値を高めていくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。現在、当社グループは国内に7社の連結子会社、海外に2社の子会社と1社の関連会社を有する規模に拡大してまいりました。各社が適正に事業活動を行っていくために、業容拡大に対応した組織の整備を行い、内部統制が有効に機能する経営管理体制の確立が重要であると認識しております。

② 人材の確保と育成について

当社は金融情報サービスベンダーとして、金融市場の進歩や変化に対応できる専門家、IT技術の進化と高度化に対応した技術者、各部門を統括できるマネジメントスキルを備えた人材等の確保及び育成が重要な経営課題であると認識しております。

これまでも即戦力となる人材の採用や、パートナー企業との協業により、必要な専門知識・リソースを確保してきましたが、競合他社を超える革新的な金融情報サービスを提供していくためには、当社グループ各部門の従業員の専門性の維持・向上が不可欠と認識しております。そのために当社グループでは社内外の研修やOJTを通じて従業員の能力向上を図るとともに、優秀な人材の採用も積極的に進めております。

③ システム障害の防止と対応

当社グループの主力サービス『IFIS Research Manager』や『IFIS Consensus Manager』は、独自に開発したシステムにより運営されております。既に多くの投資家の情報インフラとして日々活用されていることから、システムの安定運用は経営上最も重要な課題の1つと認識しております。

対策として、効率的なキャパシティ管理のほか、2重化構成、24時間監視、バックアップシステム等の施策により、障害発生を防ぐとともに障害発生時の混乱及び損害の軽減に努めております。

④ 情報セキュリティの強化

機密性の高い情報を扱う当社グループとしましては、現在も万全の情報セキュリティの体制をとっておりますが、個人情報保護法が普及したことにより、その重要性はますます高まるものと思われまます。当社グループといたしましては、ネットワークにおけるデータやプログラムの保護、またはプライバシー保護に関する様々なネットワークセキュリティにおいて、より厳格なセキュリティ体制を構築することを推進してまいります。

以上を実現するためには、企業基盤を整備し、正確でタイムリーな情報提供ができる情報処理体制、クオリティの高いサービスを提供できる営業体制を維持する必要があります。そのためには優秀な人材の採用と社内教育の充実が不可欠であると考えております。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻をたまわりますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業	主要サービス
投資情報事業	<ul style="list-style-type: none">・証券調査レポート電子書庫サービス・業績予想平均値提供サービス・金融市場に関するオンライン情報サービス・株式市場に関する情報サービス・機関投資家向け運用業務支援アプリケーションの提供
ドキュメントソリューション事業	<ul style="list-style-type: none">・金融ドキュメント印刷・配送サービス・企業年金関連サービス・上場企業向けIR支援サービス・Web-To-Printサービス・翻訳・通訳サービス・物流サービス
ファンドディスクロージャー事業	<ul style="list-style-type: none">・投資信託関連印刷・配送サービス・マーケティング支援
ITソリューション事業	<ul style="list-style-type: none">・金融ソリューション・ビジネスソリューション・マイグレーションサービス
その他事業	<ul style="list-style-type: none">・データ化サービス

(6) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都港区

(注) 本社は、2023年9月19日付をもって、東京都千代田区から移転いたしました。

② 子会社

会 社 名	所 在 地
株 式 会 社 キ ャ ピ タ ル ・ ア イ	東京都港区
アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都港区
株 式 会 社 金 融 デ ー タ ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ	東京都港区
株 式 会 社 東 京 ロ ジ プ ロ	東京都板橋区
有 限 会 社 プ ロ ・ サ ポ ー ト	東京都板橋区
株 式 会 社 ア イ コ ス	東京都港区
株 式 会 社 イ ン フ ォ ー テ ッ ク	東京都港区

- (注) 1. 株式会社キャピタル・アイは、2023年9月19日付をもって、東京都千代田区から移転いたしました。
 2. アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社は、2023年9月19日付をもって、東京都千代田区から移転いたしました。
 3. 株式会社金融データソリューションズは、2023年9月19日付をもって、東京都千代田区から移転いたしました。
 4. 株式会社アイコスは、2023年9月19日付をもって、東京都千代田区から移転いたしました。
 5. 株式会社インフォテックは、2023年9月19日付をもって、東京都千代田区から移転いたしました。

(7) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
投 資 情 報 事 業	40名	1名増
ドキュメントソリューション事業	54名	1名増
ファンドディスクロージャー事業	35名	1名減
I T ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	67名	4名増
そ の 他 事 業	—	—
全 社 (共 通)	15名	2名増
合 計	211名	7名増

- (注) 1. 従業員数は就業員数であります。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属している者であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109名	増減なし	41.7歳	7.2年

- (注) 従業員数は就業員数であります。

(8) **主要な借入先の状況**（2023年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2023年9月19日付をもって、本社を東京都港区六本木一丁目8番7号に移転いたしました。

2. 株式の状況（2023年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 33,920,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,242,000株
- (3) 株主数 7,163名
- (4) 大株主（上位10名）

	持株数	持株比率
株式会社大澤商事	3,250,000株	33.73%
大澤和春	694,000	7.20
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 5 0 5 0 0 2	646,400	6.71
鈴木智博	300,000	3.11
日本証券金融株式会社	276,500	2.87
株式会社B & S	237,900	2.47
岡三証券株式会社	223,500	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	219,700	2.28
野村証券株式会社	206,137	2.14
C B S / I I C S C L I E N T S	189,500	1.97

- (注) 1. 当社は、自己株式を607,305株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度中の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	大澤弘毅	アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社代表取締役 株式会社キャピタル・アイ代表取締役 株式会社東京ロジプロ取締役
取締役	本多 雅	営業担当 株式会社東京ロジプロ監査役 株式会社アイコス監査役 株式会社インフォテック監査役
取締役会長	大沢和春	アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社取締役
取締役 (監査等委員)	織田 証	
取締役 (監査等委員)	森部 章	アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	大政和郎	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）織田証氏、森部章氏及び大政和郎氏は社外取締役であります。
 2. 取締役（監査等委員）森部章氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 取締役（監査等委員）織田証氏、森部章氏及び大政和郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、大澤和春氏、織田証氏、森部章氏及び大政和郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、大澤弘毅氏、本多雅氏、大沢和春氏、織田証氏、森部章氏及び大政和郎氏の取締役の全員に対し、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2022年2月28日開催の取締役会において改訂しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の報酬は、グループ一体での事業運営、コーポレートガバナンスの拡充・強化、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たしうる公正性および合理性の担保観点から、取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は原則的に固定報酬とし、例外的に役位・職責、在任年数その他会社の業績等を考慮して決定する。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場での経営に対する監督及び助言を行う機能の適切な発揮を促す観点から、固定報酬である基本報酬のみとする。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

取締役の報酬について、業務執行の対価として、業績連動要素を導入せず固定報酬とする。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

当社の内規により、金銭報酬額の決定方法のみを定めており、金銭以外の報酬は支給しないものとする。

ニ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

月額報酬は原則として、年額の12分の1を従業員給与の支給日に合わせて当月分を支払う。

ホ. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役に対する具体的な月額報酬の決定は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断し、取締役会から代表取締役大澤弘

毅氏に一任するものとする。取締役会からの一任については、毎年、審議・付議を行うものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	3名 （－）	44,850千円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 （4）	7,200 （7,200）
合 計 （うち社外役員）	7 （4）	52,050 （7,200）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2021年3月26日開催の第26回定時株主総会において年額72,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は3名です。
 3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2021年3月26日開催の第26回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況

- ・取締役（監査等委員）森部章氏は、アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社の監査役であります。同社は当社の子会社であります。

② 社外役員の主な活動状況等

会社における地位	氏 名	主な活動状況等及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 （監査等委員）	織 田 証	主に税務及び会計に関する豊富な経験から議案審議等に必要発言を適宜行っております。2023年3月24日の取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会15回中15回、監査等委員会10回中10回に出席し、独立した立場から経営陣の監督に努めております。
取締役 （監査等委員）	森 部 章	主に税理士としての豊富な経験や専門的見地から議案審議等に必要発言を適宜行っております。当事業年度中に開催の取締役会18回中18回、監査等委員会12回中12回に出席し、独立した立場から経営陣の監督に努めております。
取締役 （監査等委員）	大 政 和 郎	主に人材育成に関する豊富な経験を踏まえ議案審議等に必要発言を適宜行っております。当事業年度中に開催の取締役会18回中18回、監査等委員会12回中12回に出席し、独立した立場から経営陣の監督に努めております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、取締役会において、下記のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定め、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引き続き以下に掲げる諸政策の継続的な実施を推進しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識し、特に取締役は法令遵守だけでなく、従業員に率先してコンプライアンスに対する意識の育成及び維持・向上に努める。
 - ・社長直属の内部監査室は、監査等委員会・監査法人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図るものとする。
 - ・社長と従業員が直接面談する機会を定期的に設け、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備する。
 - ・「企業行動規範」において反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処する旨を定めている。また法令、社会的規範及び企業倫理に反した事業活動を防止するため「内部通報制度」を整備する。
 - ・特殊暴力防止対策連合会に加盟し、管轄警察署を通じて関連情報を収集できる体制を整備し、不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。
 - ・社内研修・教育活動において、使用人の法令遵守の意識を高める取り組みを行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその関連資料を、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査等委員会及び監査法人等が閲覧・謄写可能な状況にて管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、リスク管理全体を統括する担当部門を設置する。
 - ・各部門の長は担当の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で、適切な対策を実施するとともに定期的に見直しを行う。
 - ・事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるために必要な対応を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、定例の取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社内取締役及び各部門のディレクターにより構成される販売会議を毎週開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項を決定し、慎重な意思決定を行う体制を整備する。
 - ・業務の運営・遂行については、中長期経営計画及び各年度の活動計画、予算の立案、各部門への目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
- ・当社グループは国内に7社の連結子会社、海外に2社の子会社と1社の関連会社を有しており、関係会社規程の制定等により、グループ全体においてコンプライアンス体制の構築に努める。
 - ・グループ会社は、親会社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他の特性を踏まえて、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- イ.子会社の取締役会等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・当社子会社の取締役は、子会社の経営に重大な影響を及ぼす事故もしくは事件等が発生、または発生を予見した場合、「関係会社管理規程」などの社内規程に基づいて、直ちに関連当事者及び親会社へ報告する。
 - ・当社子会社の取締役は営業成績、財務状況、及び「関係会社管理規程」などの社内規程に定められたその他重要な情報につき、定期的に関連当事者または親会社へ報告する。
- ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・グループ会社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他の特性を踏まえて、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。
- ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・経営管理部門は、「関係会社管理規程」に基づきグループ経営の運営管理制度の立案・推進を行い、子会社の経営を支援する。
 - ・子会社は、親会社と協議の上、決定した戦略に基づき、活動する。
 - ・子会社に対する支援業務及び管理業務は「関係会社管理規程」に基づき、親会社が行う。
- ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・社長直属の内部監査室は、監査等委員会・監査法人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図るものとする。また、随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備する。
 - ・社内研修・教育活動において、使用人の法令遵守の意識を高める取り組みを行う。

- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ・監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査等委員を補助すべき使用人を置くこととする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員会は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に基づき、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立性に関する体制について協議し、当該体制を整備するよう取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して要請する。
 - ・当該使用人への指示・命令・評価は監査等委員会が行う。
 - ・当該使用人は、監査等委員会の職務補助を選任として行う。ただし、監査等委員会の同意を得て兼任させることができる。
- ⑧ 取締役および使用人が監査等委員会へ報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・重要な意思決定のプロセスや業務の実行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要事項を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。
 - ・取締役は、会社の信用、業績等に重大な悪影響を与える事項、または重大な悪影響を与えるおそれのある事項が発覚したときには、速やかに監査等委員に報告する。
- ⑨ 前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査等委員会へ報告をした取締役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関する者に限る。）について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
- ・監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

- ① その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員は、取締役会のほか重要な意思決定会議にも出席し、重要事項の報告を受ける体制をとる。
 - ・ 監査等委員は、監査法人・内部監査室と連携・協力して監査を実施する。
 - ・ 監査等委員は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行について
当事業年度において、取締役会を18回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。
- ② コンプライアンスへの取り組みについて
当社は、役員及び使用人に対し、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を外部法律事務所に設置しております。当事業年度において、内部通報の実績はありませんでした。
- ③ 監査等委員会の職務の執行について
当事業年度において、監査等委員会を12回開催し、経営の適法性、妥当性、効率性、コンプライアンスに関して、幅広く意見交換、審議、検証し適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,595,954	流 動 負 債	654,767
現金及び預金	5,088,365	買掛金	200,141
受取手形、売掛金及び契約資産	457,238	未払金	116,645
その他	50,351	未払法人税等	83,431
固 定 資 産	595,939	未払消費税等	37,720
有 形 固 定 資 産	118,088	契約負債	120,529
建物附属設備	52,978	賞与引当金	25,937
機械装置及び運搬具	331	その他	70,361
工具器具備品	64,778	固 定 負 債	117,272
無 形 固 定 資 産	219,421	退職給付に係る負債	29,029
のれん	95,636	その他	88,243
ソフトウェア	117,855	負 債 合 計	772,039
ソフトウェア仮勘定	4,460	純 資 産 の 部	
その他	1,469	株 主 資 本	5,397,346
投資その他の資産	258,429	資本金	382,510
投資有価証券	2,637	資本剰余金	438,310
関係会社株式	21,071	利益剰余金	4,669,127
関係会社出資金	77,538	自己株式	△92,600
差入保証金	115,417	その他の包括利益累計額	22,507
繰延税金資産	35,939	その他有価証券評価差額金	68
その他	5,824	為替換算調整勘定	22,438
資 産 合 計	6,191,893	純 資 産 合 計	5,419,854
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,191,893

(注) この連結貸借対照表における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(2023年 1 月 1 日から)
(2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,554,383
売 上 原 価		3,202,405
売 上 総 利 益		2,351,977
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,653,095
営 業 利 益		698,882
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	37	
受 取 配 当 金	157	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	418	
為 替 差 益	1,656	
確 定 拠 出 年 金 返 還 金	1,656	
そ の 他	340	4,265
営 業 外 費 用		
そ の 他	42	42
経 常 利 益		703,105
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	15	15
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,840	
本 社 移 転 費 用	20,531	
そ の 他	79	22,451
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		680,669
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	208,087	
法 人 税 等 調 整 額	23,936	232,024
当 期 純 利 益		448,645
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		448,645

(注) この連結損益計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	382,510	438,310	4,399,186	△77,975	5,142,031
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△178,704		△178,704
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			448,645		448,645
自 己 株 式 の 取 得				△14,625	△14,625
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	269,940	△14,625	255,315
当 期 末 残 高	382,510	438,310	4,669,127	△92,600	5,397,346

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	△140	18,875	18,735	5,160,766
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△178,704
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				448,645
自 己 株 式 の 取 得				△14,625
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	208	3,563	3,772	3,772
連結会計年度中の変動額合計	208	3,563	3,772	259,087
当 期 末 残 高	68	22,438	22,507	5,419,854

(注) この連結株主資本等変動計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社キャピタル・アイ
アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社
株式会社金融データソリューションズ
株式会社東京ロジプロ
有限会社プロ・サポート
株式会社アイコス
株式会社インフォーテック

② 非連結子会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社はありません。
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・主要な会社等の名称 上海凱懿商貿有限公司

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

- ・主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社はありません。
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- 有価証券
 - イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

- ロ. その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの
 - 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 1) 有形固定資産
 - 定率法
 - ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、耐用年数は4～15年であります。
 - 2) 無形固定資産
 - 定額法
 - 自社利用のソフトウェア 5年
 - のれん 10年
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 1) 貸倒引当金
 - 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
 - 2) 賞与引当金
 - 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- 連結子会社1社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
- 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）については以下のとおりであります。
- 1) ドキュメント
 - ・印刷・配送サービス
 - 印刷物等に関する財又はサービスを顧客に提供した時点で収益を認識しております。なお、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる取引については、出荷した時点において当該財又はサービスの支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

2) WEBサービス

・閲覧サービス等

契約に基づき、顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると考えられるため、サービスの利用期間に応じて収益を認識しております。

3) 受託開発

・システム受託開発

サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、顧客に移転する履行義務が充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗度を合理的に見積ることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

4) その他

・業務委託、派遣等

契約に基づき、顧客へのサービスの提供に応じて履行義務が充足されると考えられるため、契約期間における稼働実績または労働時間の経過に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
のれん 95,636千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
「のれん」の減損の可能性について
当社グループのこれまでの買収等の企業結合の結果、2023年12月31日現在の連結貸借対照表に「のれん」が95,636千円計上されています。

「のれん」の内訳は以下のとおりです。

「のれん」発生要因	「のれん」が帰属する事業・サービス	企業結合年月	「のれん」の残高
株式会社金融データソリューションズの買収、子会社化	機関投資家向け運用業務支援、アプリケーションの提供	2016年10月1日	95,636千円

「固定資産の減損に係る会計基準」および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、各「のれん」が帰属する事業・サービスに「営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス」などの減損の兆候の有無を把握し、減損の兆候がある場合には、減損損失の認識要否の判定や測定を行います。その結果、「のれん」の減損損失が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、本社を移転することに伴って利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る資産除去債務について、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は33,803千円減少しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 140,964千円

6. 連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	10,242,000	—	—	10,242,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	582,305	25,000	—	607,305

(注) 株式数の増加25,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	178,704千円	18円50銭	2022年12月31日	2023年3月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年3月22日開催予定の定時株主総会の議案として、剰余金の処分として期末配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

- ・ 配当金の総額 178,241千円
- ・ 1株当たり配当額 18円50銭
- ・ 基準日 2023年12月31日
- ・ 効力発生日 2024年3月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、設備投資等に必要な資金や短期的な運用資金等は、自己資金による方針であります。デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外には行わないものとしております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。

投資有価証券は、余剰資金を運用することを目的とした金融資産であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

差入保証金は、建物の賃借時に差し入れているものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金や未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内に決済されるものであります。

法人税、住民税及び事業税の支払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、管理体制については、定められた運用資金の範囲内でのみ行うものであり、事前に稟議決裁を受けただうえで、実行及び管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしておりますが、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	2,637	2,637	—
差入保証金	115,417	114,082	△1,335
資産計	118,055	116,720	△1,335

- (注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。
2. 受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。
3. 市場価格のない株式等は、上記表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
関係会社株式	21,071
関係会社出資金	77,538

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
投資信託	—	2,637	—	2,637

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	114,082	—	114,082

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。また、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他	合計
	投資情報事業	ドキュメントソリューション事業	ファンドディスクロージャー事業	ITソリューション事業		
ドキュメント	－	1,735,346	1,347,430	－	－	3,082,776
WEBサービス	1,358,251	－	－	－	－	1,358,251
受託開発	85,439	160,437	13,692	129,095	－	388,664
その他	－	－	－	724,690	－	724,690
顧客との契約から生じる収益	1,443,690	1,895,783	1,361,122	853,786	－	5,554,383
外部顧客への売上高	1,443,690	1,895,783	1,361,122	853,786	－	5,554,383

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「(4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 562円54銭
- (2) 1株当たり当期純利益 46円49銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,841,424	流 動 負 債	393,891
現金及び預金	2,525,209	買掛金	149,697
売掛金及び契約資産	276,285	未払金	102,683
前払費用	17,038	未払費用	6,944
その他	22,890	未払法人税等	26,743
固 定 資 産	1,528,901	契約負債	71,299
有 形 固 定 資 産	109,140	預り金	25,799
建物附属設備	51,447	賞与引当金	10,723
工具器具備品	57,693	固 定 負 債	33,473
無 形 固 定 資 産	112,751	長期未払金	33,473
ソフトウェア	107,885	負 債 合 計	427,365
ソフトウェア仮勘定	4,460	純 資 産 の 部	
その他	405	株 主 資 本	3,942,892
投資その他の資産	1,307,009	資本金	382,510
投資有価証券	2,637	資本剰余金	438,310
関係会社株式	1,180,204	資本準備金	438,310
差入保証金	104,523	利 益 剰 余 金	3,214,673
繰延税金資産	19,644	利益準備金	250
資 産 合 計	4,370,326	その他利益剰余金	3,214,423
		繰越利益剰余金	3,214,423
		自 己 株 式	△92,600
		評価・換算差額等	68
		その他有価証券評価差額金	68
		純 資 産 合 計	3,942,960
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,370,326

(注) この貸借対照表における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,480,897
売上原価		1,988,101
売上総利益		1,492,795
販売費及び一般管理費		1,164,638
営業利益		328,157
営業外収益		
受取利息	25	
業務受託料	20,400	
その他	1,955	22,381
営業外費用		
為替差損	263	
その他	1	264
経常利益		350,274
特別損失		
固定資産除却損	446	
本社移転費用	20,531	20,978
税引前当期純利益		329,296
法人税、住民税及び事業税	99,052	
法人税等調整額	847	99,900
当期純利益		229,396

(注) この損益計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利 益 準 備 金	利益剰余金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計		その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
				繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	382,510	438,310	438,310	250	3,163,731	3,163,981
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当					△178,704	△178,704
当 期 純 利 益					229,396	229,396
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	50,691	50,691
当 期 末 残 高	382,510	438,310	438,310	250	3,214,423	3,214,673

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△77,975	3,906,825	△140	△140	3,906,685
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△178,704			△178,704
当 期 純 利 益		229,396			229,396
自 己 株 式 の 取 得	△14,625	△14,625			△14,625
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			208	208	208
事業年度中の変動額合計	△14,625	36,066	208	208	36,275
当 期 末 残 高	△92,600	3,942,892	68	68	3,942,960

(注) この株主資本等変動計算書における記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、耐用年数は4～15年であります。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法
自社利用のソフトウェア 5年 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）については以下のとおりであります。

1) ドキュメント

・印刷・配送サービス

印刷物等に関する財又はサービスを顧客に提供した時点で収益を認識しております。なお、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる取引については、出荷した時点において当該財又はサービスの支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

2) WEBサービス

・閲覧サービス等

契約に基づき、顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると考えられるため、サービスの利用期間に応じて収益を認識しております。

3) 受託開発

・システム受託開発

サービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、顧客に移転する履行義務が充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度は、その進捗度を合理的に見積ることができる場合、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、ごく短期的な請負開発については完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
関係会社株式 1,180,204千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
「関係会社株式」の評価損計上の可能性について
2023年12月31日現在の貸借対照表に「関係会社株式」が1,180,204千円計上されています。

「関係会社株式」の内訳は以下のとおりです。

関係会社	「関係会社株式」の残高
株式会社金融データソリューションズ	721,977千円
株式会社東京ロジプロ	206,450千円
株式会社インフォテック	144,417千円
アイフィス・インベストメント・マネジメント株式会社	80,000千円
株式会社アイコス	25,000千円
株式会社キャピタル・アイ	0千円
その他関係会社	2,360千円
	1,180,204千円

当社は、関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識を行います。

その結果、「関係会社株式」の評価損が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当事業年度において、本社を移転することに伴って利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。また、不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務に係る資産除去債務について、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は33,803千円減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	89,019千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
① 短期金銭債権	20,080千円
② 短期金銭債務	25,269千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	売上高	5,889千円
	売上原価	300,877千円
	その他	18,600千円
② 営業取引以外の取引高		20,504千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	582,305	25,000	—	607,305

(注) 株式数の増加25,000株は、取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産	
未払事業税	2,769千円
賞与引当金	3,281千円
未払費用	1,806千円
減価償却費	486千円
資産除去債務	201千円
関係会社株式評価損	45,900千円
未払家賃	11,129千円
繰延税金資産小計	65,574千円
評価性引当額	△45,900千円
繰延税金資産合計	19,674千円
② 繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△30千円
繰延税金負債合計	△30千円
繰延税金資産の純額	19,644千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	409円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	23円77銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

株式会社アイフィスジャパン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 貴 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 川 真 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイフィスジャパンの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフィスジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月27日

株式会社アイフィスジャパン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 竹 貴 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 川 真 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイフィスジャパンの2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査等委員が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査等委員から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月28日

株式会社アイフィスジャパン 監査等委員会

監査等委員（社外取締役） 織田 証 ㊟

監査等委員（社外取締役） 森部 章 ㊟

監査等委員（社外取締役） 大政 和郎 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、業績及び財政状態等を勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき18円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は178,241,858円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2024年3月25日といたしたいと存じます。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	再任 ほん だ まさし 本 多 雅 (1957年7月7日生)	1981年4月 富士ゼロックス株式会社入社 2004年4月 富士ゼロックスマレーシア社長 2009年4月 富士ゼロックスタイランド社長 2014年7月 富士ゼロックス株式会社アジアパシフィック オペレーション常務執行役員兼営業本部長 2017年4月 同社国内営業本部常務執行役員兼営業本部長 2017年9月 当社入社 2018年3月 当社取締役 営業担当(現任) 2021年2月 株式会社東京ロジプロ監査役(現任) 2021年2月 株式会社インフォーテック監査役(現任) 2021年3月 株式会社アイコス監査役(現任)	1,000株
3	再任 おお さわ かず はる 大 沢 和 春 (1949年6月29日生)	1972年4月 富士ゼロックス株式会社入社 1990年5月 国際電信電話株式会社入社 1992年6月 セガエンタープライズ株式会社入社 1993年2月 トムソンコーポレーション株式会社入社 1995年5月 当社設立、代表取締役 2006年2月 アイフィス・インベストメント・マネジメン ト株式会社取締役(現任) 2013年2月 株式会社インフォーテック代表取締役 2019年6月 株式会社金融データソリューションズ取締役 2021年3月 当社取締役 会長(現任)	694,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2023年12月31日現在のものであります。
3. 当社は大澤弘毅氏、本多雅氏及び大沢和春氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役会長大沢和春氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、大沢和春氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

計算書類

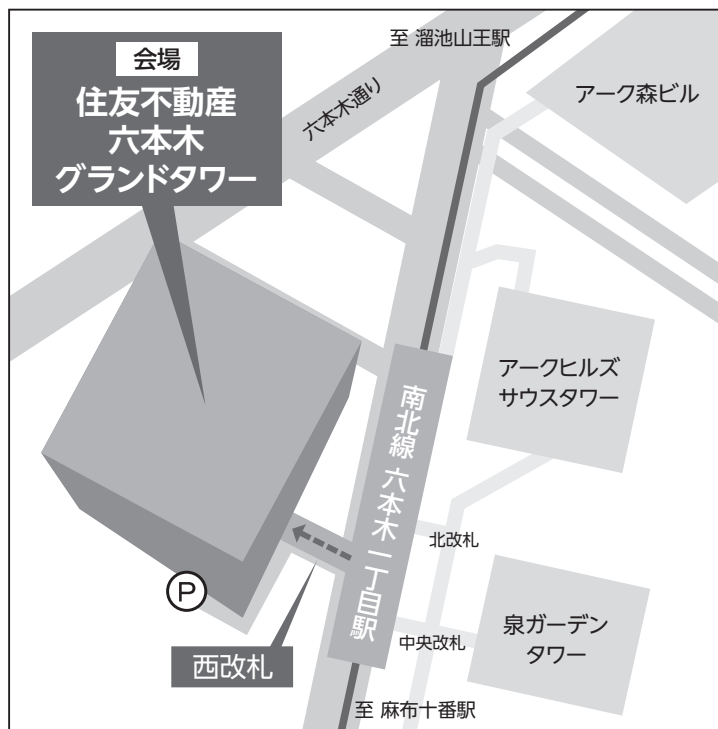
監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

南北線 六本木一丁目駅 西改札～会場までの道順のお問い合わせ TEL 03-5545-1722
※株主総会の内容等につきましては、お答え致しかねます。



交通 ●南北線「六本木一丁目駅」
西改札出口直結

◎お願い 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場は
ご遠慮願います。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。